

○帯広市体育施設広告掲出要領

(趣旨)

第1条 帯広市体育施設（以下「体育施設」という。）に掲出する広告の募集及び掲出に関し必要な事項は、帯広市広告掲載要綱（平成19年4月1日制定。以下「要綱」という。）及び帯広市広告掲載基準（平成19年4月1日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告掲出位置の指定等)

第2条 生涯学習部長は、体育施設における未利用部分について広告媒体として活用することが適当と認めたときは、当該未利用部分を広告掲出位置として指定するものとする。

2 前項の規定により指定した広告掲出位置（以下「指定広告掲出位置」という。）に掲出する広告の種類、規格、枠数及び掲出期間その他の広告掲出に係る条件は、指定広告掲出位置ごとにその壁面等の性質に応じて生涯学習部長が別に定める。

(広告掲出の制限)

第3条 要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する広告又は基準第4条各号のいずれかに該当する業種若しくは事業者に係る広告のほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、体育施設に掲出しない。

- (1) 会社名又は商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 絵柄、文字等が過密であるもの
- (3) 意味なく身体の一部を強調するようなもの
- (4) 著しくデザイン性が劣るもの又は意味不明なもの
- (5) 生涯学習の施設として、教育上誤解を受けるおそれがあるもの
- (6) その他体育施設の美観を著しく損い、市民等に不快感を起こさせるおそれがあるもの

(広告を掲出する期間)

第4条 広告を掲出する期間は、1年を単位として4月から翌年3月までの期間とする。ただし、生涯学習部長が特に定める場合は、その限りではない。

2 広告掲出は、原則として月の初日に開始し、月の末日に終了するものとする。ただし、広告掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）又は終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「市の休日」という。）に当たる場合の広告掲出開始日は市の休日の翌日とし、広告掲出終了日は市の休日の前日

とする。

(広告代理店の選定)

第5条 要綱第14条の規定により、広告掲出枠は広告代理店に売り渡すこととする。

2 前項に規定する広告代理店の選定方法は、生涯学習部長が別に定める。

(広告掲出の募集及び選定等)

第6条 広告の募集及び選定は、取扱広告代理店の決定を受けた広告代理店により、要綱第16条に準じて行うものとする。

2 広告の募集は、次条の規定による契約が締結された日から行うことができるものとする。

3 広告代理店は、要綱第16条第2項に基づく市との協議にあたり、要綱、基準及び要領等に適合することを証する書類を提出するものとする。

4 要綱第16条第3項に定める書類は、広告代理店を経由し市に提出するものとする。

5 市は、広告枠に掲出できないこととなった広告に関し、一切の責任を負わないものとする。

(広告掲出枠の売渡方法)

第7条 広告代理店は、広告掲出枠の数に応じ、市との間で広告掲出枠の売渡しに関する契約を締結するものとする。

(行政財産の使用の許可)

第8条 広告代理店は、広告掲出に際しあらかじめ帯広市公有財産規則(昭和55年規則第21号)に規定する行政財産の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けるものとする。

(広告掲出料及び使用料)

第9条 広告代理店は、契約書に記載する広告掲出料(以下「広告掲出料」という。)及び帯広市行政財産使用料条例(昭和45年条例第12号)の規定に基づき算定した使用許可に係る使用料(以下「使用料」という。)を納付するものとする。

2 広告掲出料は、要綱第18条ただし書による分割払いとし、分割納付の期日は契約に基づくものとする。

3 前2項に定めるもののほか、体育施設に掲出する広告掲出料の詳細については、生涯学習部長が別に定める。

(広告の作成及び提出等)

第10条 広告代理店は、生涯学習部長が指定する日までに広告を作成し、市長に提出するものとする。この場合において広告の作成及び提出に係る経費は、広告代理店が負担するものとする。

- 2 生涯学習部長は、前項の規定による広告の提出があったときは、広告の内容等が要綱、基準及びこの要領に適合していることを確認するものとする。
- 3 生涯学習部長は、前項の規定による確認の結果広告の内容等が適当でないと認めるときは、広告代理店に対し広告の内容等の一部を訂正し又は削除するよう求めることができる。広告掲出後においても同様とする。

(広告の掲出及び撤去)

第11条 広告の掲出及び撤去は、広告代理店がその費用を負担して行うものとする。

(広告掲出の取消し等)

第12条 市長は、要綱第17条各号のいずれかに該当して広告掲出の決定を取り消したときは、掲出した広告を撤去し、又は広告掲出を一時中止するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告掲出を取り消したときは、当該広告代理店に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による広告掲出の取消し等により広告代理店及び広告主が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(広告掲出料の返還等)

第13条 市は、広告掲出の決定後、広告掲出開始日の前日までに要綱第19条ただし書の規定により広告掲出を取り消したときは、広告代理店から納付された広告掲出料の全額を当該広告代理店に返還するものとする。

- 2 市は、広告掲出期間中に要綱第19条ただし書の規定により広告掲出を中止したときは、広告代理店から納付された広告掲出料を、掲出できなかった期間に応じて当該広告代理店に返還するものとする。ただし、当該広告を掲出できなかった期間が1か月ごとにつき1日未満の場合を除く。
- 3 前項の場合において、広告掲出期間に1か月に満たない端数がある場合の当該月分の広告掲出料の返還については、当該月数の掲出日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、生涯学習部長が別に定めるときは、広告掲出料を返還しないものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲出料には利子を付さない。

(広告掲出の取下げの申出)

第14条 広告代理店は、自己の都合により広告掲出を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、掲出した広告を撤去させ、広告掲出の決定を取り消すものとする。

(広告の変更)

第15条 広告代理店は、当該広告の内容を原則として、1か月単位で変更することができる。

2 広告代理店は、前項の規定により広告の内容を変更しようとするときは、生涯学習部長にあらかじめ協議の上、広告の内容を変更しようとする月の掲出開始日から起算して10日前までに第10条第1項の規定に準じて広告を作成し、市長に提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告内容の確認等については、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。

(協議)

第16条 要綱、基準及びこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市及び広告代理店が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(様式)

第17条 この要領に定める広告掲出に関し必要な様式は、要綱に定める様式例に準じて生涯学習部長が別に定める。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、体育施設に掲出する広告の取扱いに関して必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

(指定管理者の提案による広告の特例)

第19条 要綱第22条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、第5条第1項の規定に関わらず、当該施設を活用した広告を提案し、広告の掲載を行うことができるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が広告の掲載を行う場合におけるこの要綱の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	生涯学習部長	指定管理者
第2条第2項	生涯学習部長	指定管理者
第4条第1項	生涯学習部長	指定管理者
第7条	広告代理店 市	広告主 指定管理者
第8条	広告代理店	指定管理者

第10条第1項	広告代理店 生涯学習部長 市長	広告主 指定管理者 指定管理者
第10条第3項	広告代理店	指定管理者
第11条	広告代理店	広告主
第14条第1項	広告代理店 市長	広告主 指定管理者
第14条第2項	市長	指定管理者
第15条第1項	広告代理店	広告主
第15条第2項	広告代理店 生涯学習部長 市長	広告主 指定管理者 指定管理者
第16条	市 広告代理店	指定管理者 広告主
第17条	生涯学習部長	指定管理者

- 3 前項の場合において、第5条、第6条、第9条、第12条、第13条の規定は適用しない。
- 4 指定管理者は、帯広市行政財産使用料条例（昭和45年条例第12号）の規定に基づき算定した使用料を納付するものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月7日から施行する。

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領は、平成23年2月14日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月10日から施行する。